



文京区分別収集計画

平成25年6月

文京区

文京区分別収集計画目次

1	計画策定の意義.....	1
2	基本的方向.....	2
3	計画期間.....	2
4	対象品目.....	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）.....	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）.....	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）.....	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）.....	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法.....	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）.....	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）.....	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	8

1 計画策定の意義

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収集及び減量を推進し、限りある資源の有効活用を図ることを目的として、今後5年間の回収目標並びに分別方法の方策を明らかにしたものです。

これまで、私たちは、たくさんのモノを消費し、捨てながら便利な暮らしを享受してきました。その結果、自然環境に大きな負荷を与えてしまいました。地球規模での環境問題への取り組みが行われている今、私たちにはこのような「大量生産・大量消費・大量廃棄社会」を改め、持続可能な「循環型社会」に移行する取り組みが求められています。その実現のためには、区民・事業者・区が、それぞれの役割を認識し、協力してごみ減量とリサイクルに取り組むことが重要になります。

このため、文京区では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に規定されている一般廃棄物処理基本計画を策定し、この計画（モノ・プラン文京）に基づいた各種施策を実施することで、ごみの減量・リサイクルの推進を進め、資源回収量の確保に努めています。

本計画の策定にあたっては、これまでのモノ・プラン文京に基づく取組成果を踏まえ、実績を反映した改定を行いました。また、この内容については、モノ・プラン文京の中間年度（平成27年度）に行う見直しに活かしていきます。今後、これらの計画を遂行することで、ごみ量の削減とともに、地球上に存在する資源が有効利用され、循環されていく社会が形成されることを目指します。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおりである。

- 生産・消費活動における発生抑制
 - ・全区民・全事業所に対する発生抑制への取り組み支援事業を展開する。
- リサイクルの仕組みの整備
 - ・区民の様々なライフスタイルに応じたリサイクルの仕組みを整備する。
- 区民やNPO、事業者との協働
 - ・発生抑制・リサイクルを進めていくためには、区民と事業者の協力が不可欠であるため、区内団体及び区内リサイクル団体、事業者団体などとの協働を図る。

3 計画期間

平成26年4月を始期とし、平成30年度を目標年度とする5ヵ年とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、次の容器包装を対象とする。

- 1 スチール製容器包装
- 2 アルミニウム製容器包装
- 3 無色ガラス製容器包装
- 4 茶色ガラス製容器包装
- 5 その他ガラス製容器包装
- 6 飲料用紙製容器（紙パック）
- 7 段ボール
- 8 PETボトル
- 9 その他プラスチック製容器包装

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

各年度における文京区での容器包装廃棄物の排出量見込みは次のとおりである。

(t)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物	9,885	9,756	9,677	9,598	9,518

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、次の方策を実施する。

(1) 排出者意識啓発計画

① 区民を対象とした啓発活動

- 区報やホームページ等を活用した積極的な啓発活動の実施
- リサイクルイベントや施設見学会等を活用した普及啓発の実施
- 環境教育の取り組み、児童を対象とした啓発の実施
- リサイクル推進活動表彰の実施

② 事業者を対象とした意識啓発

- 3Rに貢献する事業者の選定
- 優良排出事業者への表彰の実施
- 再生品の積極的な利用の促進と評価
- 拡大生産者責任（EPR）に基づく取り組みの働きかけ

(2) 資源・ごみ排出管理計画

① 資源・ごみ集積所管理事業

- 単身世帯に対する排出マナー指導の徹底
- 集合住宅の管理会社を通じて、入居者、居住者へ資源・ごみの排出ルールを徹底。また集団回収移行への勧奨

② 事業系廃棄物排出指導事業

- 事業用建築物への排出指導の実施
- 事業者を対象としたリサイクルシステムの実施

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況、再商品化計画等を総合的に考慮し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を次のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミ製の容器包装	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょう油を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記) 白色トレイ、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

各年度における分別収集対象品目の回収量見込みは次のとおりである。

(単位:t)

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
主としてスチール製の容器	364		370		375		380		384	
主としてアルミ製の容器	230		233		235		237		239	
無色のガラス製容器	(合計) 1,095		(合計) 1,104		(合計) 1,109		(合計) 1,114		(合計) 1,118	
	引渡 0	独自処理 1,095	引渡 0	独自処理 1,104	引渡 0	独自処理 1,109	引渡 0	独自処理 1,114	引渡 0	独自処理 1,118
茶色のガラス製容器	(合計) 532		(合計) 537		(合計) 539		(合計) 541		(合計) 543	
	引渡 532	独自処理 0	引渡 537	独自処理 0	引渡 539	独自処理 0	引渡 541	独自処理 0	引渡 543	独自処理 0
その他のガラス製容器	(合計) 639		(合計) 645		(合計) 648		(合計) 650		(合計) 653	
	引渡 639	独自処理 0	引渡 645	独自処理 0	引渡 648	独自処理 0	引渡 650	独自処理 0	引渡 653	独自処理 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	13		14		15		16		17	
主としてダンボール製の容器	2,681		2,716		2,739		2,761		2,782	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 914		(合計) 841		(合計) 855		(合計) 870		(合計) 883	
	引渡 695	独自処理 219	引渡 639	独自処理 202	引渡 650	独自処理 205	引渡 661	独自処理 209	引渡 671	独自処理 212
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2	
	引渡 1	独自処理 1	引渡 1	独自処理 1	引渡 1	独自処理 1	引渡 1	独自処理 1	引渡 1	独自処理 1
(うち白色トレイ)	(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1	
	引渡 1	独自処理 1	引渡 1	独自処理 1	引渡 1	独自処理 1	引渡 1	独自処理 1	引渡 1	独自処理 1

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについて

- 平成24年度の可燃ごみ、不燃ごみ、資源回収実績及び人口予測結果から今後5年間の排出量を予測
- 予測したごみ量に対してごみ組成割合を乗じ、品目ごとの排出量を算出
- 品目ごとの排出量に対して品目ごとの処理フローを乗じ、分別収集量を算出

(2) 人口予測について

人口は、「人口推計調査報告書」（平成21年3月、文京区）における推計結果を用いて予測した。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
202,590人	203,860人	204,300人	204,741人	205,181人

※ 外国人登録を含む

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の収集は、区が実施する資源分別収集の他、区民団体が中心となって実施している集団回収、小売店店頭や公共施設で行われている拠点回収を併用して、効率的な回収に努めていく。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール アルミ	缶	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
びん	無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	びん	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
紙	紙パック	紙パック	小売店店頭等での拠点回収 公共施設での拠点回収 区民団体による集団回収	民間施設
	段ボール	段ボール	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	区による資源分別収集 小売店店頭等での拠点回収 区民団体による集団回収	民間施設等
	その他プラスチック	プラスチック製容器包装	公共施設での拠点回収	民間施設
	白色トレイ	トレイ	公共施設での拠点回収	民間施設

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、民間企業が有する施設を活用して選別・圧縮・保管を行う。
資源化施設の確保について、検討を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 区民等と協働して、清掃事業とリサイクル事業を効果的に推進していくため、区民、区内関係団体等構成員及び学識経験者からなる「リサイクル清掃審議会」において、一般廃棄物処理基本計画に基づき今後の方向性や具体的な施策について検討を行い、実施していく。
- より広範な区民や事業者の参画を促すため、区内リサイクル団体とともに区民主導の事業を支援していく。
- 区民や事業者の自主的かつ積極的な取り組みを促すため、区は必要な支援を行っていく。